

自治会長 様

さいたま市長 清水 勇人  
( 公 印 省 略 )

自治会電子回覧板モデル事業について（依頼）

自治会長の皆様方におかれましては、日頃から、地域社会の活性化及び安全で安心な住みよいまちづくりのため、自治会活動に御尽力いただき、ありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に御協力をいただき、改めて感謝を申し上げます。

さて、コロナ禍で自治会活動が今までどおり行えない、また、自治会運営の負担軽減を図りたいという御意見を踏まえ、本市ではICTを活用した自治会支援事業として、令和4年度から「自治会電子回覧板モデル事業」を実施しております。令和5年度は、さらにモデル自治会を増やし、本格導入に向け効果や課題を検証したいと考えております。

つきましては、モデル自治会を下記のとおり募集しますので、是非御検討ください。

なお、応募多数の場合は、要件に合致した自治会の中から、8自治会程度選定させていただきますので、予めご了承くださいようお願いいたします。

また、応募のあった全ての自治会に対して、選定結果をお知らせします。

記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1 モデル自治会数     | 8自治会程度  |
| 2 自治会電子回覧板の概要 | 別紙1のとおり |
| 3 モデル自治会の要件   | 別紙2のとおり |
| 4 応募方法        |         |

市ホームページ専用フォームから応募をお願いいたします。市ホームページ専用フォームにつきましては、以下のアドレス等にアクセスしてください（スマホからも回答が可能）。

<https://www.city.saitama.jp/enquete/e001564.html>



**●応募期限：令和5年6月9日（金）**

問合せ：さいたま市/市民局/コミュニティ推進課/コミュニティ活動支援係

電話番号：048-829-1068

ファクス：048-829-1969

メールアドレス：[community-suishin@city.saitama.lg.jp](mailto:community-suishin@city.saitama.lg.jp)

## 自治会電子回覧板の概要（Q & A）

### ○自治会電子回覧板とは？

自治会員同士、必要な情報をいつでもどこでも発信したり、確認できたりする、自治会に特化した専用のアプリです。

### ○どうやって使用するのか？

スマホやタブレット端末にアプリをダウンロードして使用します。スマホを持っていない場合、ガラケーやパソコンにも対応できます。



電子回覧板イメージ

### ○どんな機能があるのか？

- ・回覧板で回している情報を一斉に送信でき、受信者は確認することができます。
- ・総会や役員会等の会議のお知らせを一斉に送信でき、受信者は出欠を簡単に回答できます。また、出欠状況も自動で集計します。
- ・総会の議案を一斉に発信し、受信者は賛否を回答することができます。賛否の自動集計もできます。
- ・災害時には「災害モード」に切り替わり、会員の安否状況を確認できたり、避難を促したりできます。安否回答も自動で集計します。

### ○使い方は難しくないか？

アプリの開発業者が石川県野々市市連合町内会と2年間実証実験を行い、商品化したアプリなので、操作性がよく使いやすい内容になっています。実用性や利便性がよいことから、既に多くの自治会の導入実績があります。

### ○自治会員全員がアプリをダウンロードしなければならないのか？

できれば、多くの会員の方に利用してもらいたいと考えていますが、まずはできる方から使っていただくことで、効果や課題を検証していきたいと考えています。

### ○使い方や運用方法についてサポートがあるのか？

アプリの開発業者と市が委託契約し、アプリ導入から運用までのサポートを行います。

### ○費用はかかるのか？

令和5年度は市が全額負担します。次年度以降自治会独自でアプリを継続運用する場合は、基本料及び利用料を負担していただく必要があります（別紙2参照）。

※本市で実際に運用している自治会電子回覧板アプリの情報は以下のとおりです。

アプリ名：結ネット HP <https://www.cpu-net.co.jp/product/yui-net/>

令和4年度さいたま市自治会電子回覧板事業報告



紹介動画



### 自治会電子回覧板モデル自治会の要件

- 1 アプリをダウンロードして使っていただける会員が全加入世帯の概ね3割以上で、100～400世帯程度見込めること
- 2 既に自治会内でなんらかのICT活用の取組が進んでいること  
例) 役員間のSNS活用、ホームページ作成、オンライン会議の実施 等
- 3 自治会電子回覧板モデル事業のモデル自治会になることについて、役員会等で承認を受けている、又は承認が受けられる見込みがあること
- 4 令和5年7月頃から運用を開始できること
- 5 令和5年度中に運用していただき、効果や課題に関する市のアンケートに協力できること

### モデル自治会の選考について

応募多数の場合は、要件を満たしている自治会の中から、応募の際に入力していただいた内容を踏まえ、自治会の規模や区のバランスなどを考慮した上で選考します。

### 参考／自治会電子回覧板事業実施に係る費用について

<年間の費用見込み額（概算）>

400世帯の自治会で参加率50%（参加世帯数200世帯）の場合

項目	令和5年度	令和6年度～
	R5.6～R6.3	R6.4～R7.3
	年額（円）	年額（円）
初期設定費（初回のみ）	66,000	0
利用料（※月55円×200世帯）	110,000	132,000
基本料（月1,100円）	11,000	13,200
年間費用合計	187,000	145,200

※市全体の参加世帯数によって単価が変動します。

令和6年度に参加自治会数が増え、市内で利用者が20,010世帯以上に増えた場合、月額11円となります。その場合の年額は、11円×200世帯×12か月＝26,400円＋基本料13,200円＝39,600円

↓  
全て市が負担  
（モデル期間）

↓  
自治会で負担  
（モデル期間終了後）